

診療情報開示が可能な請求者及び必要書類

請求者 必要書類	患者本人に合理的な判断能力がある場合				患者本人に合理的な判断能力がない場合 (15歳未満の場合、合理的な判断ができないものとして 法定代理人による請求とする)				患者が死亡している場合 相続人 (配偶者、子、親、祖父 母、兄弟姉妹、孫)
	患者本人		患者本人以外 (任意代理人)		成年被後見人	後見人が あるとき	後見人がなく、 配偶者があるとき	後見人、配偶者の いずれもないとき	
	15歳 未満	15歳 以上 ※2	親族等	弁護士	法定代理人 ※3	後見人	配偶者	現実に患者の世話を している特定の家族 及びこれに準じる者	
①診療情報開示請求書 【様式第1号】		○	○	○	○	○	○	○	○
②本人確認書類 【開示請求者】	不可 (合理的 な判断が できない ものとし て法定代 理人によ る請求と する)	○	○	○	○	○	○	○	○
③患者との関係が分かる書類 ※1		×	○	×	○	○	○	○	○
④委任状		×	○	○	×	×	×	×	×
⑤登記事項証明書		×	×	×	○ (親権者の場合、 不要)	○	×	×	×

※1 患者との関係が分かる書類とは

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍抄本(個人事項証明書)、住民票を指す。

※患者が死亡しており、相続人から開示申込みされる場合は、患者除籍後の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)に限る

※2 15歳以上の未成年者による請求について

法定代理人または本人による請求とする

※3 法定代理人とは

- ・親権者
- ・未成年後見人
- ・成年後見人(後見人、保佐人、補助人)

* 上記以外に任意後見人(任意後見監督人が選任されている場合)も可とする